

国運審第17号  
令和4年6月2日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 牧 満

答 申 書

株式会社AIRDOからの混雑空港運航許可申請について

令4第9001号

令和4年5月2日付け国空事第97号をもって諮問された上記の事案  
については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

株式会社A I R D Oの申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、福岡（福岡空港）～新千歳（新千歳空港）間において国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。  
申請者の運航計画によれば、福岡～新千歳間の路線については、令和4年7月1日からボーイング式737-700型機を使用し、1日に1往復の運航を行おうとするものである。
2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。また、当該許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、同条第2項の規定により、当該混雑空港を使用する路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている。  
また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項各号の基準によってこれをしなければならないとされている。  
なお、その許可の基準は以下のとおりである。
  - (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
  - (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること
3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会は開催

していない。

(1) 本件申請は、次のとおり上記2. の要件を満たしている。

- ① 福岡空港においては、発着規制として、1時間の発着回数の上限を38回（うち到着回数20回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める福岡空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、福岡空港における航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 福岡～新千歳間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日1往復、日本航空株式会社が1日2往復、スカイマーク株式会社が1日1往復、P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日1往復の運航をそれぞれ行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進が図られ、利用者の選択肢が広がり、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されることを勘案すると、本件申請は福岡空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

(2) 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。